

## 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

戸籍法に基づく事務に係る手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める金額の手数料を徴収することを標準として、青森市手数料条例に規定している。

今般、戸籍法の一部改正を踏まえて当該政令が改正されたことから、これに準じて青森市手数料条例についても所要の改正をするものである。

### 2 戸籍法の改正内容

令和元年 5 月 31 日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、全国の市町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5 年以内に施行することとされていたところ、令和 6 年 3 月 1 日に当該規定が施行され、次に掲げるサービスを提供することが可能となるもの。

- (1) 電子化された届書等情報（届書等の書類をスキャンした画像情報）の内容に係る証明・閲覧
- (2) 本籍地以外の市町村窓口における戸籍証明書等の交付（広域交付）
- (3) 行政機関（国・県等）への手続きの際に、戸籍証明書等の添付に代えて、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号（パスワード）の発行による電子的な戸籍記録事項の提供

### 3 青森市手数料条例の改正内容

- (1) 届出若しくは申請の受理又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項に関する証明に係る事務に、届書等情報の内容の証明に係る事務を追加。 手数料 350円【改定なし】
- (2) 届書その他市長の受理した書類の閲覧に係る事務に、届書等情報の内容を表示したものの閲覧に係る事務を追加。 手数料 350円【改定なし】
- (3) 本籍地における戸籍証明書等の交付に係る事務に、本籍地以外の市町村における戸籍証明書等の交付（広域交付）に係る事務を追加。  
手数料 戸籍証明書 450円、 除籍証明書 750円【改定なし】
- (4) 新たに、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務を追加。  
手数料 符号1件につき 400円【新設】
- (5) 新たに、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務を追加。  
手数料 符号1件につき 700円【新設】

※（４）、（５）については、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とする。

### 4 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日（戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に係る施行期日と同日）

### 5 参考

なお、この戸籍法改正により、戸籍の届出の際に戸籍証明書等の提出が不要となる。